#### 特定非営利活動法人に係る軽自動車税環境性能割の減免に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この事務取扱要領(以下「要領」という。)は、地方税法(昭和25年法律第226号) 附則第29条の10に規定する軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務のうち、京都府知 事(以下「知事」という。)が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」 という。)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「法人」という。)に係る軽 自動車税の環境性能割の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免)

- 第2条 法人が当該法人の設立の日から3年以内に法第11条第1項の規定により当該法人の 定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に供する軽自動車を当該軽自動車の前所有 者から無償で譲り受けたときは、当該軽自動車の取得に対しては、軽自動車税の環境性能割 を減免する。
- 2 法人が金銭を譲り受け、又は譲り受けたと認められる場合において、その金銭により軽自 動車を取得した場合や検査証の交付を受けていない軽自動車を取得した場合については、減 免を適用しない。

(減免の申請)

- 第3条 前条の規定の適用を受けようとする法人は、地方税法第454条第1項各号に掲げる軽 自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める申告書の提出期限の時又は日の14日前まで に、軽自動車税環境性能割の減免適用申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し て、知事に申請しなければならない。
  - (1) 軽自動車無償譲渡確認書(別記第2号様式)
  - (2) 調查等依賴書(別記第3号様式)
  - (3) 定款の写し
  - (4) 申請に係る軽自動車を正面及び側面から撮影した写真
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項により申請する法人が法第9条に規定する所轄庁が知事でない法人の場合は、前項第 5号の書類として改善命令に係る調査等依頼書(別記第4号様式)を添付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請が前条第1項に該当すると認めるときは、書面(別記第5号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた日から2月を経過した後において地方税法第454条第1項に規定する 申告書を提出しようとする者は、再度第1項の規定による申請をしなければならない。
- 5 第2項の規定による通知を受けた者は、地方税法第454条第1項の規定による申告書の提出期限の時又は日までに、申告書に第3項の規定による通知書を添付して自動車税管理事務所長に提出しなければならない。

(適用除外)

- 第4条 前条の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定 は、適用しない。
  - (1) 前条第1項の規定による申請がなされた日(以下「申請日」という。) において、府税を滞納しているとき。
  - (2)申請日前3年以内において、地方税法第55条第2項の規定の適用を受けているとき。
  - (3)申請日前3年以内において、国税通則法(昭和37年法律第66号)第68条の規定による法人税に係る重加算税の賦課又は地方税法第72条の47第1項若しくは第2項の規定

による重加算金額の決定がされているとき。

- (4) 申請日前3年以内において、法第42条の規定により、改善のために必要な措置を採るべきことが命じられているとき。
- (5) 前条第1項の規定による申請に際して、虚偽の申請をしたとき。
- 2 前条第4項に規定する申告書の提出期限の時又は日までに申告書及び通知書の提出がない場合は、減免を適用しない。
- 3 知事は、前条第1項の規定による申請が第2条第1項に該当しないと認めるとき又は当該申請に係る法人が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面(別記第6号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項から第3項までの規定は、令和元年9月9日から施行する。

京都府知事様

主たる事務所の所在地法 人 名代表者の氏名(連絡先)

軽自動車取得税の環境性能割の減免適用申請書

特定非営利活動法人に係る軽自動車税の環境性能割の減免の適用を申請します。

記

法 人 ( 設	設 立	立 登	年記	月日	日)	年 月 日
車	両		番		号	
車	台		番		号	
車 名	及	. 7	バ	型	式	
取 得	予	定	年	月	日	年 月 日
主た	る	) [	定	置	場	
軽自	動	車	0	用	途	
譲渡者		主所	又は	所在	E地	
		氏名又は名				

## (注意事項)

- 1 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 軽自動車無償譲渡確認書(別記第2号様式)
  - (2)調查等依頼書(別記第3号様式)
  - (3) 定款の写し
  - (4) 申請に係る軽自動車を正面及び側面から撮影した写真
- 2 自動車の用途の欄には、定款に記載された特定非営利活動に係る事業のうち該当するものを記載してください。

## 軽自動車無償譲渡確認書

# 譲渡者 住所又は所在地

氏名又は名称

EIJ

下記の軽自動車については、ものであることを確認します。

に対して無償で譲渡する

記

車	両	番	号	
車	台	番	号	
車	名 及	び型	式	
譲	渡予第	定年月	日	年 月 日
譲	渡	理	由	

年 月 日

京都府税務課長 様

主たる事務所の所在地法 人 名代表者の氏名

(EII)

#### 調査等依頼書

特定非営利活動法人に係る軽自動車税の環境性能割の減免の適用を受けたいので、下記の事項について調査の上、関係部局への伝達を依頼します。

記

- 1 申請日において府税の滞納がないこと。
- 2 申請日前3年以内において、地方税法第55条第2項の適用を受けていないこと。
- 3 申請日前3年以内において、国税通則法第68条の規定による法人税に係る重加算税の賦課 又は地方税法第72条の47第1項若しくは第2項の規定による重加算金額の決定がされてい ないこと。

年 月 日

様

主たる事務所の所在地 法 人 名 代表者の氏名

印

#### 改善命令に係る調査等依頼書

特定非営利活動法人に係る軽自動車税の環境性能割の減免の適用を受けたいので、減免申請の日(年月日)前3年以内における特定非営利活動促進法第42条の規定により、改善のために必要な措置を採るべきことを命じられていないことを調査の上、京都府に伝達いただきますよう依頼します。

様

京都府知事

囙

#### 軽自動車税の環境性能割の減免申請について

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人に係る軽自動車税の環境性 能割については、減免の要件に該当すると認められますので通知します。

記

車	両	番	号					
車	台	番	号					
車	名 及	び型	式					
取得年月日 (予定)				年	月	目		
主	たる	定置	場					
取得	身した軽!	自動車の	用途					

## (注意事項)

- 1 軽自動車税(環境性能割)申告書にこの通知書を添付して自動車税管理事務所に提出してください。(申告期限までに提出しなかった場合は、減免は適用されません。)
- 2 適用申請の内容に虚偽がある場合は、減免の適用は受けられません。

囙

様

京都府知事

## 軽自動車税の環境性能割の減免申請について

年 月 日付けで申請のあった特定非営利活動法人に係る軽自動車税の環境性能割の減免の適用については、下記の理由により減免の要件を満たさないと認められますので通知します。

記

